

田原市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について、必要な事項を定めることにより、市の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって市民参加による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策の策定等に当たり、策定しようとする政策の趣旨、内容等を公表し、市民等から当該政策に対する意見等の提出（以下「意見等の提出」という。）を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに提出された意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策は、次に掲げるも

のとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの
- (2) 市の基本方針を定める条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収等に関するものを除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 政策の策定等を迅速又は緊急にしなければならない場合
- (2) 政策の策定等の内容が軽微なものである場合
- (3) 政策の策定等の内容が実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 政策の策定等に関し意見を聴取する手続が法令により定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合（政策の案の公表）

第5条 実施機関は、政策の策定等をする前に、当該政策の案を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、第7条第2項の規定による公表が終了する日まで行うものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による公表は、政策の策定等をする趣旨、目的、背景等当該政策の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

4 第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策の案を公表した日から30日以上の期間を設けて、意見等の提出を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定等を行うものとする。

2 実施機関は、政策の策定等を行ったときは、提出された意見等の

概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策の案を修正したときはその内容を併せて公表しなければならない。

3 前項の規定による公表の方法については、第5条第4項の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況に関する一覧表を作成し、指定する場所において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。